

市民経済委員会会議録

平成20年 9月25日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:46

○ 委員長

ただ今から市民経済委員会を開会いたします。

「議案第77号 平成20年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 産学振興課長

今回の補正予算は、公営企業債を財源といたしまして、新たに目尾地区に工業団地を造成するものでございます。造成面積は8,700㎡でございます。

補正予算書の17頁をお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ9,724万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,898万5千円とするものでございます。

その内容につきましては、後ほど事項別明細書でご説明いたします。

第2条の繰越明許費につきましては、19頁をお願いいたします。目尾工業団地造成工事に係る平成21年度の限度額を1,032万円と定めるものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、同じく19頁の下の表に掲げておりますように、起債の目的は「目尾工業団地造成事業」で、9,680万円を借り入れようとするものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出から主な内容を説明いたします。

21頁をお願いいたします。

1款1項2目目尾工業団地造成事業費として、開発許可申請手数料39万円、工業団地造成用地測量委託料380万円、工業団地造成工事1,720万円、工業団地敷購入費7,585万円を計上しております。

なお、工業団地敷の購入につきましては、議決事項となりますので、12月議会でのご審議をお願いする予定でございます。また、工業団地造成工事については、工業団地敷を土地開発公社から購入後に施工することになります。

次に歳入をご説明いたします。21頁の上段をお願いいたします。

4款1項1目工業用地造成事業債で、主要な財源であります地方債9,680万円を計上しております。また、1款1項1目一般会計繰入金では、収支のバランスを調整するため44万円を計上しております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第77号 平成20年度飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 8 0 号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 商工観光課長

「議案第 8 0 号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の 1 0 頁をお願いいたします。

今回の改正は条例名を飯塚市長崎街道内野宿条例と改め、現在休館中の長崎街道内野宿ふれあい館を内野宿展示館として内野宿長崎屋とあわせて観光施設として設置し、指定管理者に管理運営を行わせるための改正をするものです。

以下、新旧対照表により説明をさせていただきます。議案書の 1 3 頁をお願いいたします。

第 1 条で設置で本市の観光の振興を図り、もって地域の振興に寄与するため、観光施設を設置すると定め、第 2 条で名称及び位置について、内野宿長崎屋と内野宿展示館と定めております。第 1 2 条で利用料金について茶会等の部屋の利用率 1 回 1 部屋 1, 0 0 0 円、内野宿展示館の入場料を大人 1 0 0 円、子ども 5 0 円と定めております。以上、簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第 8 0 号 内野宿友遊館「長崎屋」条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 8 4 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(1 工区)工事)」から「議案第 8 8 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(5 工区)工事)」までの 5 件を審査いたしますが、本案 5 件につきましては関連がありますので、一括して補足説明を受け、質疑討論を行っていただき、採決につきましては、各議案ごとに行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

「議案第 8 4 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(1 工区)工事)」から「議案第 8 8 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(5 工区)工事)」までの 5 件を一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 契約課長

関連がございますので、議案第 8 4 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(1 工区)工事)から議案第 8 8 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(5 工区)工事)までの 5 件について一括して補足説明をいたします。

追加議案書の 2 ページをお願いいたします。

本件工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、

本案を提出するものであります。

議案第84号の鯉田工業団地造成（1工区）工事につきましては、契約金額は4億3,101万8,700円で、森本・修成・山常特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社森本組九州支店 支店長 榎本武揚（えのもと たけあき）と契約を締結するものであります。

3ページの議案資料をお願いいたします。

工期につきましては、本契約として認められた日から平成22年3月31日までとし、工事概要につきましては、記載のとおりであります。内容についての説明は省略させていただきます。

次に4ページには工事箇所の位置図を、5ページには1工区から5工区までの工区割りも記載された土地利用計画図を添付しております。

お手元（別途配布しております）の工事請負契約議案資料の1ページをお願いいたします。

本工事の入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準並びに特定建設工事共同企業体運用基準により、設計金額3億円以上の工事であることから、共同企業体による施工となりますので、業者選考委員会において、共同企業体の構成員の条件などの必要要件を決定し、8月22日に入札公告を行い、9月12日に入札を執行いたしました。その結果、5共同企業体から入札参加申請があり、予定価格5億708万1,750円に対し、落札額4億3,101万8,700円、落札率84.99%で森本・修成・山常特定建設工事共同企業体が落札いたしましたものであります。

次に、追加議案書の6ページをお願いいたします。

議案第85号鯉田工業団地造成（2工区）工事につきましては、契約金額は3億3,361万200円で、あおみ・坡平・清水特定建設工事共同企業体 代表者 あおみ建設株式会社九州支店 執行役員支店長 亀山富士夫（かめやまふじお）と契約を締結するものであります。

7ページの議案資料をお願いいたします。

工期につきましては、本契約として認められた日から平成22年3月31日までとし、工事概要につきましては、記載のとおりでございます。

お手元の工事請負契約議案資料の2ページをお願いいたします。

本工事の入札執行状況につきましても1工区工事と同様に業者選考委員会において必要要件等を決定し、8月22日に入札公告を行い、9月12日に入札を執行いたしました。その結果、5共同企業体から入札参加申請があり、1工区工事を落札したため、参加資格を喪失した1共同企業体を除いた4共同企業体により入札を行い、予定価格3億9,248万3,700円に対し、落札額3億3,361万200円、落札率84.99%であおみ・坡平・清水特定建設工事共同企業体が落札いたしましたものであります。

次に、追加議案書の8ページをお願いいたします。

議案第86号鯉田工業団地造成（3工区）工事につきましては、契約金額は2億6,441万3,100円で、東洋・林田コンクリート・永和特定建設工事共同企業体 代表者 有限会社東洋建設 代表取締役 壁屋美代子（かべやみよこ）と契約を締結するものであります。

9ページの議案資料をお願いいたします。

工期につきましては、本契約として認められた日から平成22年3月31日までとし、工事概要につきましては、記載のとおりでございます。

お手元の工事請負契約議案資料の3ページをお願いいたします。

本工事の入札執行状況につきましても業者選考委員会において、必要要件等を決定し、8月22日に入札公告を行い、9月12日に入札を執行いたしました。その結果、13共同企業体から入札参加申請があり、予定価格3億1,107万5,100円に対し、落札額2億6,441万3,100円、落札率84.99%で東洋・林田コンクリート・永和特定建設工事共同企業体

が落札いたしましたものであります。

次に、追加議案書の 10 ページをお願いいたします。

議案第 87 号 鯉田工業団地造成（4 工区）工事につきましては、契約金額は 2 億 5,529 万 7,000 円で、安川・下川・中並特定建設工事共同企業体 代表者 有限会社安川組 代表取締役 山下明夫（やましたあきお）と契約を締結するものであります。

11 ページの議案資料をお願いいたします。

工期につきましては、本契約として認められた日から平成 22 年 3 月 31 日までとし、工事概要につきましては、記載のとおりでございます。

お手元の工事請負契約議案資料の 4 ページをお願いいたします。

本工事の入札執行状況につきましても 3 工区工事と同様に業者選考委員会において、必要要件等を決定し、8 月 22 日に入札公告を行い、9 月 12 日に入札を執行いたしました。その結果、13 共同企業体から入札参加申請があり、3 工区及び 5 工区工事落札したため、参加資格を喪失した 2 共同企業体を除いた 11 共同企業体で入札を行い、予定価格 3 億 3 万 5 千 400 円に対し、落札額 2 億 5,529 万 7,000 円、落札率 84.99% で安川・下川・中並特定建設工事共同企業体が落札いたしましたものであります。

次に、追加議案書の 12 ページをお願いいたします。

議案第 88 号 鯉田工業団地造成（5 工区）工事につきましては、契約金額は 2 億 5,780 万 1,250 円で、伍栄・武村・太平特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社伍栄建設 代表取締役 松尾和正（まつおかずまさ）と契約を締結するものであります。

13 ページの議案資料をお願いいたします。

工期につきましては、本契約として認められた日から平成 22 年 3 月 31 日までとし、工事概要につきましては、記載のとおりでございます。

お手元の工事請負契約議案資料の 5 ページをお願いいたします。

本工事の入札執行状況につきましても 3 工区及び 4 工区工事と同様に業者選考委員会において、必要要件等を決定し、8 月 22 日に入札公告を行い、9 月 12 日に入札を執行いたしました。その結果、13 共同企業体から入札参加申請があり、3 工区工事を落札したため、参加資格を喪失した 1 共同企業体を除いた 12 共同企業体により入札を行い、予定価格 3 億 3 万 2 千 9 万 6,700 円に対し、落札額 2 億 5,780 万 1,250 円、落札率 84.99% で伍栄・武村・太平特定建設工事共同企業体が落札しております。

以上簡単でございますが、議案第 84 号、議案第 85 号、議案第 86 号、議案第 87 号及び議案第 88 号の補足説明を終わります。

○ 委員長

次に、本案 5 件については、9 月 24 日の本会議において、種々、審査要望があっております。最初に、23 番議員から審査要望のありました事項について、執行部の説明を求めます。

○ 産学振興課長

昨日の本会議におきまして瀬戸議員から審査要望がありました、「12 月まで待てば参加可能なゼネコンが増加する。工事を急ぐ理由は何か。」ということにつきましては、本市の浮揚発展を図るために定住人口の確保や雇用の創出は欠くことのできない施策であり、そのためにも企業誘致に一生懸命取り組んでおります。

市内 20 箇所の工業団地は、リサーチパークを除き、ほぼ完売状態となっておりますので、平成 22 年 4 月からの分譲開始に向け、鯉田工業団地の造成に取り組んできたところであります。

北部九州自動車 150 万台生産拠点推進構想の推進等に伴い、他の自治体におきましても企業誘致を推進しており、自治体間競争に打ち勝っていくためにも、一日でも早く工業団地を完成

させる必要がありますので、ご理解をお願いいたします。

○ 契約課長

昨日の本会議で瀬戸議員から審査要望がありました「10万 m^3 の条件付けは、一部業者を排除することになり、結果として談合を助長することにならないか。」ということでございました。このことにつきましては、1・2工区工事におきましては予期しない不測の事態に対応できる技術力や機動力を求めるために市外業者の参加をお願いしたものであります。適正な履行の確保のためにそのような技術的な経験、実績が必要であるとの考えから、盛土又は切土の土量が10万 m^3 以上の造成工事及び地盤改良等工事という施工実績を求めたものであります。契約課といたしましては、原課からの発注依頼に基づいて適正な履行確保のための最低必要な参加条件を設定することはやむを得ないものと考えております。また一般競走入札の下でのJV共同企業体の結成は自主結成といたしております。参加申請者の公表も入札まで行わないようにしていることから、談合を助長するというようなことにはならないものと考えておるところでございます。

○ 委員長

次に、8番議員から審査要望のありました事項について、執行部の説明を求めます。

○ 土木建設課長

江口議員の方から要望のありました「地盤の強度は十分確保されているのか。地盤の評価についてしっかり検討してほしい。」とのことでございましたので、ご答弁申し上げます。

一般に地盤の強度を表す言葉として、地盤の支持力あるいは許容地耐力という言葉を使い、この強度を表す数値として、一軸圧縮強度とN値とあります。N値とは、地盤の強度等を求める試験結果の数値でありまして、標準貫入試験で計測します。その試験方法は「質量63.5kgのドライブハンマー、通称 モンケン」を76cm自然落下させて、ボーリングロッド先端に取り付けたノッキングブロックを打撃し、標準貫入試験用サンプラーを地盤に30cm打ち込むのに要する打撃回数であります。要は先端に取り付けた先端が丸い鉄管を30cm打ち込むのに何回打撃したかということです。一般的には、岩盤はN値50以上のものをいい、土砂は5～10位が普通です。

事業地におきましては、ボーリング調査時に、標準貫入試験により、各地層のN値を測定しております。その平均N値は埋土で9.0、ボタ17.0、残滓堆積土5.2、岩盤部27.5～211.8となっており、この結果から、設計N値を埋土7.0、ボタ14.0、残滓堆積土4.0、岩盤部28.0～200としました。この結果から、残滓堆積土は目標としているN値5～10を充たさないため、地盤改良を行って支持力を確保するものです。目標値としては5以上といたしております。

また、許容地耐力は基礎の根入れを1.0～1.5mとした場合の支持地盤における値とすることとなっており、このことにより安全性を考慮の上改良厚を3.0mとしたものです。

○ 産学振興課長

続きまして、「販売価格はいくらにするつもりなのか。工業団地が売れない場合の本市財政への影響は、どのように考えられるか。」ということにつきましては、最初に販売価格でございますが、まだ決定いたしておりません。昨日の本会議で答弁しましたように、現在見込まれる団地造成の事業費を分譲予定面積で単純に割りますと、1 m^2 あたり約11,000～12,000円になりますが、産炭地域活性化基金を活用したいと考えておりますし、分譲価格に反映させる事業費も確定しておりません。因みに、例えば、産炭地域活性化基金を1億円活用すると1 m^2 あたり500円～600円単価が下がることになります。

次に、工業団地が売れない場合の本市財政への影響でございますが、現在見込んでおります事業費は、平成19年度から平成21年度までの3年間で、約19億円でございます。この事業費のほとんどを起債により充当することで利息を試算いたしますと、約2億円になります。そ

こで、工業団地が売れない場合は、事業費と利息の合計額であります約 21 億円を一般財源からお願いするということになります。

○ 企業誘致推進室主幹

続きまして、「車離れの社会情勢の中で、工業用地の造成が本当に必要なのか。」ということにつきましては、原油高の影響からガソリンが高騰して自動車の乗控えが進んでおり、また、アメリカの景気動向から北米での大型車の売れ行きが減少するなど、自動車業界全体にかげりが見えているようでございますが、トヨタ自動車・渡辺社長の直近のコメントによりますと、「09 年の後半には持ち直す」とのことでございます。

こういった状況を勘案しますと、今後も北部九州への自動車関連企業の進出は続くものと考えており、新たな工業用地の確保は今までと変わりなく急務であると考えております。

○ 委員長

次に、7 番議員から審査要望のありました事項について、執行部の説明を求めます。

○ 契約課長

後藤議員から審査要望のありました「10 万㎡の実績を過去 10 年間遡って求める基準と理由は何か。」ということでございます。このことにつきましては施工実績については入札公告の中で平成 10 年度以降としておりますが、国土交通省工事契約実務要覧の中に「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」、これの運用指針というものがありますが、その中で「同種工事の施工実績として認める対象期間は、少なくとも 10 年とする」とされていること、また福岡県の入札公告や他の自治体においても同種工事の施工実績を認める期間について過去 10 年間で求めているのが通常でありますので、今回そのように設定したものであります。

引き続き「8 社程度が入札に参加することが見込まれたとのことだが、競争性が確保できたのか。」ということでございます。このことにつきましては確かに入札に参加する対象者を増やし競争性を高めるという観点からすれば少ない対象者数の可能性があると、このように認識しておりましたけれども、適正な工事履行、また品質確保を図るために必要な条件を設定した結果でありますので、ご理解を賜りたいとこのように考えております。

○ 土木建設課長

後藤議員から審査要望のありました「ゼネコンが実際に指導等をするのか、告示内容等に記載されたのか。」ということにつきましては、本事業は切土、盛土という土工事が隣接工区間だけでなく、工区をまたいだ計画となっておりますので、各工区間での施工協議が大変重要となってきます。このため、全体の施工協議の中で、市外業者が持っている豊富な経験や高い技術力により、適切な意見を出していただき、これらを参考に担当課といたしましては、工事のスムーズな進捗を図っていきたいと考えています。

また、入札告示の中では、現場説明書内に各工区間の連絡を密にし、工程に支障のないよう、お互いに協力して施工を行うことや、各工区の請負者や発注者にて工程会議を行うことを提示しております。

もう 1 点、「ギロバックの造成について、造成の技術の内容を精査したのか。」につきましてはご説明いたします。ギロバックの造成につきましては、工区間にまたがっておりますが、工区境は全て事前測量及び逐次（随時）測量を行いながら施工いたしますので、なんら問題ないと判断いたしております。

また、造成の技術につきましては、地盤改良の工法でありますパワーブレンダー工法は 23 年前からあり、施工実績が平成 15 年度～平成 19 年度でも、1,724 件、676 万㎡あり、この工法の技術は充分確立されておりますので、問題ないと判断しております。

○ 委員長

次に、19 番議員からの審査要望につきまして、資料の提出を受けたうえで審査してほしい

旨の要望が出されておりましたので、この際、執行部にお尋ねいたします。

本会議で要望されておりました資料については、提出できますか。

○ 契約課長

盛土又は切土の土量10万 m^3 以上の施工実績一覧につきましては提出することができますので、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

おはかりいたします。

本委員会として、本件の資料を要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されておりますので、事務局に配布させます。

(資料配布)

それでは、19番議員から審査要望のありました事項について、執行部の説明を求めます。

○ 土木建設課長

兼本議員から審査要望のありました、「不測の事態で変更契約が必要となる場合、または変更契約が不必要な場合とは、それぞれのどのようなものがあるのか。」ということにつきましては、工事中において、不測の事態として想定しておりますのは、石炭を採掘した跡の浅所陥没であります。事業予定地内で、30箇所の調査ボーリングを行い、さらに鉱区図や必要な資料に基づき、陥没の恐れは極めて少ないと判断しておりますが、事業用地は広大であり、すべてを把握するための資料を入手することは大変難しく、想定外の古洞（石炭採掘跡）の出現も考えられます。このため、工事中に古洞（石炭採掘跡）が出現した場合、その対策工法を十分に検討し、実施いたしたいと思っておりますので、変更による工事費等の増額が考えられます。

この外に、変更契約が必要となる場合は、地盤改良につきまして、設計時に現地での試料土採取を行い、セメント固化材の配合量を設定しておりますが、この改良土につきましては、工事着手前や土質が変化した場合には、配合試験を行って最適な配合量を決定するため、試験結果によっては工事費の増額あるいは減額の変更契約が考えられます。

また、変更契約が不必要な場合は業者の瑕疵による場合は契約の変更の対象とはなりません。

○ 契約課長

「10万 m^3 の実績を過去10年間、または5年間と区切った場合に、有資格業者が減少するのではないか。よって過去10年間の10万 m^3 の切盛実績一覧表を委員会に資料として提出してほしい。」ということでしたので、先ほど提出をさせていただきました。その内容について若干ご説明をいたしたいと思います。

この盛土または切土の土量10万 m^3 以上の施工実績一覧表でございますけれども、これは平成10年度以降のコリンズで確認を行ったものでございます。左から工種、商号又は名称、それから発注者、工事名、工期、請負額、土量、というふうに記載をしております。7社ということで昨日の本会議の折に報告をいたしましたけれども、オリエンタル白石株式会社、それから株式会社 ピーエス三菱、ずっと下がりまして村本建設株式会社、あおみ建設株式会社、株式会社 森本組、株式会社 エムテック、大旺建設株式会社の7社でございます。

それから昨日議案質疑の答弁といたしまして、九鉄工業ということで間違って答弁いたしましたところがございます。九鉄工業ではなくて、エムテックでございますので、この資料の7社が正しいものでございますので訂正をさせていただきたいと思っております。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明を含め、全般についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 岡部委員

あんまり審査要望が多かったので、私が聞くことがどの部分に入っちゃうのかよく分からないんですけどね。最初にね基本的なことをちょっと聞きたいんですけど、今回の工事の発注にあたって工区をこういうふうにしましょうとか、発注時期をこれぐらいにしましょうとか、条件をつけましょうとか、そういうふうな話に最終的に参加されて意思決定をされたのはどなたですか、どなた達ですか。

○ 総務部長

最終的には業者選考委員会での決定ということでございますので、業者選考委員会トップは副市長で、私が副、そして都市建設部長と、あと技術関係の課長でございます。

○ 岡部委員

質問をさせていただいておりました何人もの方が土木建設課長にいわば集中砲火というふうな形で、あなた本当にかわいそうやなというふうな形でね私見よったんですけどね。それ以前にそういう方針で行こうと決めた人の責任というのがね出てこないわけよ。何でこうなったのかという話をしてる時に、あなたが説明をされても非常に答弁が不足しているわけね。だから理解がいかないわけよ。そのことに対して再三再四議事が止まったにもかかわらず、所管課であろうと所管課でなかろうと、今回の物事を決めたことに加わった人達があそこの中にはたくさんいらっしゃるはずなのよ。そのかたが自ら手を挙げてでもですね議案を通そうという熱意のもとにやっていこうかというまず姿勢が見えない。俺にお鉢が回らんごとというみんな顔を見回して、そんな話の中でずっと先に進みよったわけですよ。ここにね大きな問題があるんじゃないかな。あなたがたは本当に飯塚市がこの鯉田の土地でこれから先企業誘致していこうということであるならば、もう少し積極的にやらなきゃいけないんじゃないか。私昨日審査要望のあった手の中で好意的にずっと理解していく部分もあります。だけど未だに納得してないのは、あなた方が例の何人も審査要望ありますけど、10万㎡の問題ですけど、何でああいうものを付けたのかっていうふうな問題がね出てきたときに、ゼネコンに網かけるときに10万㎡とかいうふうな話最初僕は聞いてた。だけど結果的には地場で受けているやつは10万㎡以上の切り土・盛り土とかいう話がこう出てきだして、じゃあ何のために。だから質問者がどなたでしたかね、なんとなく作威的なあなた方がやったんじゃないかというふうな質問が出てきよったけど、まさに私も作威的なものが何か働いたのかなという気持ちでございました。それでここまでが私の意見です。1つ2つだけ聞いておきたいことがあるんですけどね。結果的にゼネコン工区 2工区、地元工区 3工区というふうな分け方をされたわけですよ。だけど私ども一番最初に聞いてたのは、この三菱鯉田の跡地の問題については、あくまでワンピースなんです。だから総合グラウンド場を造るんだったら今まで飯塚市は100m競走には向いてる工業団地はあったけど、400mトラックは持たんというふうにあなた方最初は言われた。だからその400mトラックを造る時に1社で400mはちょっと距離が長すぎるし、地産地消の関係から地場のかたにも恩恵を被ってもらわなくてはいけないから、これを5つの工区に分けましたということなんです。ということはもともと同じトラックだから5つの工区に分けたって隣の接点というのは当然同じレベルで同じようにつながってなければならぬと思うんですけどね。ちょっと確認しますが、これは工区ごとにバラバラにやっただけで隣の工区との取り合いっていうか、先ほど課長がちょっと答弁されてました、工区をまたいだ工区はどうのこうのという説明があってましたけど、そのところをもう少しバラバラにやれるのかどうか教えてください。

○ 都市建設部次長

本工事の場所につきましては、五工区に分けた状況でございます。この中で一番問題となる

のは土工計画の観点からちょっと申し上げたいと思いますが、皆様のお手元にこういった図面が行っておると思います。この図面の中で工区分けをしております。1工区、右端の方になりますが、この右端の1工区につきましても3工区、2工区につきましてもこのギロの所が少しあるわけですが、このギロをですね4工区の方に運搬して、盛り土に使うわけですね。ということで基本的に土工の関係上ですね、全体が一体となった工事という形になるわけです。それで1工区でも色々遅れたり、工程的にですね色んな支障が出た場合にはそれをある程度待ったり、その中で色んな協議を進めて工程的に変更が生じたりですね、色んな状況が出てきます。基本的には一体的な工区でやると、それぞれの工区で独自に仕上げましたというような形にはならないので、そここのところだけご理解いただきたいというように思います。

○ 岡部委員

私もそのように思うんですよ。そうした場合にこれを先に進めていこうとするときにですよ、今度本会議で今日の委員会の委員長報告を受けての採決があるわけよね。そしたら1工区から2工区、3工区、4工区、5工区順番にこれやっていく。仮にですよそのうちの1つが否決をされたということが発生した時にですね、じゃあ工事そのものはどうなるんですか。

○ 都市建設部次長

1箇所でも欠けるということになりますと、この工事の施工完成は見届けられないので、そここのところはちょっとご説明にさせていただきたいと思います。

○ 岡部委員

そうするとですよ、今日総務部長おられますけどね、今度は契約の関係ですよ。仮に何工区は可決したけど、何工区は否決したという形になると、契約書類はできるかもしれないけど事業ができないと今まさに言われているわけですよ。事業のできない契約というのはあり得るんですか。

○ 総務部長

私ども今回色々ご意見もいただきましたけども、業者選考にあたりまして条件等につきましても適切に一点の曇りもなくやったものと思っております。そして結果といたしまして最低制限価格によるくじ引きとなりまして競争性の確保、談合防止等の確保ができた。そういった中で今質問者が言われましたような案件につきましても、仮定でございますがそれを想定いたしておりません、考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 岡部委員

私は考えなくてももう答えが出てくるんじゃないかなと気がするんですよ。できない工事のために契約やって、契約やるということはお金払わなきゃならないということになるわけですよ。そしてお金払おうにも出来高が発生しないということになるわけでしょう。定宗さんあなたのいう話でいきますとね。だからそうなってくると私ども考えるのは、この五工区の工事契約が1箇所でも破れることになったら、工事全体の見直しというふうなことが市役所の中にね出てくるんじゃないかなと。最悪の場合は白紙撤回に戻すとかあるいは凍結するとか、これは審査要望を出された議員さんの中にもいつまでになったら制約が取れるんじゃないかなとか色んなことを言われておりましたけどね。基本的には私はそういう方法しかないんじゃないかなというふうに思うんですけど、副市長どうですか。

○ 副市長

確か建設部次長が答弁いたしましたように、この工事は一体なものというふうには考えております。ただ通常の場合こういうふうに工区を分けてできあがったものは一体になりますけど、その間の過程については色々やり方があると思っております。ただ今回の場合は泥扱いが主になりますので、1つの工区が例えば泥を多く持ってくる所が否決になって工事ができないと契約ができないというような状況になれば、他の所もその泥扱いをされないというような状況が

出てきますので、工期的にはずっと延びるというようなかっこうになってこうと思っております。そうなりますとこの工事自体が非常に遅れることが考えられますので、そうした場合にはじゃあどうするのかという問題が出てくるかというふうに考えております。それから通常の場合そういう否決をされた場合には、設計書を扱って再入札をするかしないかということから検討していきます。まあそういうふうなことで検討して、もうこれは条件を例えば設計内容を変えて再入札にしようというような結論になれば、またそういうふうなことも考えております。そういうふうなことでじゃあもし否決になった場合にはどうするのかということにつきまして、現実そういうふうなことは先ほど総務部長が答弁したように想定はしておりませんので、もしそういうふうなことになるば再度関係課を集めまして協議に入りたいと思っております。

○ 岡部委員

だから「もし」ということをあなた方は考えられないわけですね。負けたらどうしようかっていう世界の中でその議案の上程なんていうのはできない、それは理解できるんですよ。ただ大変悪いけど、昨日の建設課長の答弁の中でおそらく理解のいった議員さんはいない、むしろさっき言いましたように「あらこれは何も考えてなかったけど、何か作為的なものが働いてるのかな。」っていうようなですね疑念さえわくような答弁の仕方だった。あなたは答弁何もそういうものはないとは思ってますよ。ただ一番最初に私が聞きましたように、今回のやり方とか何とかを決めたもっと上のかたがいらっしゃるはずだ。何とか委員会とか今言っていましたけど。その委員会の人があなたのマイク取り上げてでも、こうこうだからこうですよというようなことを言ったか。止まるたびに顔色を見回して俺の番じゃねえっていうような感じのその議会の答弁ですよ。これで今副市長が言われるようなねその「もし」なんて考えてないということを言われること自体がねもう笑止という世界ですよ。あなた方が造りよんのじゃねえかと、通らんような要件を。何かそういうふうにしかな昨日の話の中でね質疑と答弁を繰り返す中で私はそういうふうを考えました。それでこの話を何回も行ったり来たりしていてもしようにないんで、個人としては今言う建設部のほうから五工区に分けた中で1つでも欠くということになると、相互にまたがってる部分の中で技術的な問題もある。それと昨日の答弁の中であなた方は何番議員さんが言われたこの契約金額以外に増えることはございませんねっていう話をされた時、あなたは非常に苦しい答弁をされていたけど、止まって今副市長が言われるように時間かけてとかいうふうな形にすればさらにお金が出るということでしょうが。止まった時点でね業者にまだ隣が始めてないからだめよとかいうわけにはいかんでしょう、契約条件も契約期日も守ってる業者に対して。そうなれば違約する部分というのはね何かの形で考えていかなきゃいけない、私はそういうふうに思うんですよ。だからそういうふうな諸々のことを考えたときに、それと今総務部長が答弁されたようなことを考えたらね。1つでも議案が否決された時には1回原点に戻るべきだと私はそういうふうに思います。

それから引き続いていいですか、これともう1つねあなた方は最終的にこの工法で行こう、この業者で行こう、こういう制約を付けて行こうと決められたのはいつですか、入札に持っていくとの。

○ 総務部長

8月21日に業者選考委員会の諮問決定、答申を受けて決定をいたしております。

○ 岡部委員

それもおかしいなと思うのが、私1議員としてね漏れ聞いてきたというか耳にしたのはその以前ですよ。色んな情報が輻輳してきて、ゼネコンだけで行くだの、工区を五つに分けただの。議員の中からも聞きましたし、業者の中からも聞く。だからあなた方がやってることっていうのはリアルタイムにね全部表に出てきてるわけですよ。だから私まだ報告もあっておらん決められ方もしちよらんのが結果的にはその人達が言われてるのと同じ方法でいいいやゼネコ

ンを2つだけ残してとか地元工区は3つでとかいう話がねまことしやかな世界で出てくるんですよ。だからあなた方は大体そういうふうな取り決めをね誰とやってるのかと。公式にあなた方はこういうことを相談したことがあるんですか。

○ 総務部長

私どもではございません。

○ 岡部委員

あなた達2人今日の前にいらっしゃるのでふが悪いけどそっち聞きますけどね、そのありませんと言うけどこんな話が流れようということも聞いたこともありませんか。

○ 副市長

この工事に関しましてはもう当初からですね2工区で行くとか、三工区で行くとか、四工区で行くとか、五工区で行くとか、全部ゼネコンで行くとか、全部市内で行くとか、色んな噂が私の耳にも伝わってきております。

○ 岡部委員

新聞等でもね載せられたように、議案も出る前からこれの方がいい、ああじゃない、これやったら通らんぞとかいうね、執行権の介入じゃないかというふうな話がここに出てくるわけです。我々何もある意味じゃ簡単な情報だけの世界の中で、あなた方が今出された議案と説明を受けて審議をしていくのが一番ノーマルな方法ですよ。だけど結果的にはあなた方はそれでね右往左往して、私が聞いているだけでも工区の変更なんてね何回もあっているでしょうが。ありましたかと聞けばそりゃあ担当の部長としてそんなことはありませんと、副市長として聞いたことはない、これで行くというふうな話になるけどそれは嘘だ。実際そういうとおりで動いてきた。だから私でも知ってる。だから私は同僚議員にも腹かきましたよ。我々はそこまでの権利はないと、審議権は持っていたってそれはあくまでも上程されたものに対する審議権であってそれ以前からやりよったらちょっとおかしいことになるんじゃないか。だから今質問したように公式に議会筋と合議をしたことがあるかって。再度確認しますけどどうですか。

○ 総務部長

公式に合議したというようなことはございません。

○ 岡部委員

分かりました。あなた方がないと言うのなら、ないということに私もしていきたいと思うんです。あるはずがないというふうな形でね。だからさっきの話にちょっと戻りますけど、昨日何番議員さんでしたか、このトヨタの自動車関連のことの中で世界状況から市場から考えたときにかげりが見えてると。だから留まってもう1回見直す勇氣も必要なんじゃないかというふうなことが出ておりました。私も同意見だと思います。しかしあなた方がこういう工事を出されて、業者のかたも今みたいな世相ですから大変ありがたいというふうに思います。それで自分なりの考え方を決めたんだなというふうに考えておりますけど、だけど道筋からいきますとさっき建設部長が言われたことを総務部長から建設部次長が言われたことなんかを勘案すると、これは当然問題が出てきた時にはそこでもう1回立ち止まるというものは絶対に要するというだけ申し添えておきます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 藤浦委員

今、岡部委員がいろいろ言われましたけど、基本的にはそういったことだろうと思います。やはり、執行部としても我々議会側に対する説明が非常に不明瞭ということで、私どももどう判断したらいいのかということが非常に葛藤するところであります。どこが一番問題になっているかというのは、競争性がきちんとあったのかということだと思っております。総務部長が、昨日

の答弁の中でも、競争性あるいは談合、こういったものがきちんと阻止出来たんだと、競争性もきちんと確保出来たというふうに言われておりますが、議会側は決してそういうふうに思っていないですよ。だから、そこが非常に、執行部と私ども議会との見解の相違といいますか、このへんが凄く行き違っていると、大変、そういった説明を受けた中で、そういうふうに理解が出来ないというのが、私どもの思いなんです。資料も、昨日兼本議員からも指摘をされて出していただいておりますけど、先ずこの資料を見ましても、兼本委員のこの資料提出のお願いの主旨というのは、10万㎡の実績を過去10年間というふうにされておる、これを5年間にした場合にどうなのかと、5年で区切った場合と10年で区切った場合と、どうこの業者の中身が変わってくるのかということだったと思うんですよ。このことで、変わる要素も有り得るんじゃないかと、であるならばその資料をちょっと出してくださいということ。ですから、今そこでお分かりであれば、5年間に区切った場合に、どうだったかというのが、お分かりになるのであれば、ちょっと答弁をいただきたい。

○ 契約課長

資料の中でございますけど、右の方に工期を書いております。この中で、例えば5年で切った場合でございますが、一番上のオリエンタル白石、これが平成13年3月10日から14年8月15日となっております。これと中ほどの、あおみ建設、これが平成14年2月27日から14年の12月15日ということになっております。それともう一つ、その下の方に大旺建設、このところが工期が9年2月15日から10年12月20日ということになってますので、5年で区切るとすれば、この3つの企業が除外されるのではないかなと思っております。

○ 藤浦委員

ということですよ。これは、5年で区切った場合には、この中から3つの業者がいなくなるということで、4社での入札と言いますか、応募の資格がなくなってくると、というようなことで10年にしたと、でも、課長の答弁では8者程度と言われてましたけど、実際には7者であったということですよ。そういった意味での、本当に競争性が保てたのかというようなことの疑問についてもですね、課長は一生懸命答弁されてますけど、なかなか、ああそうですかといった、納得が出来ない。このことは、否めない事実だと思うんですよ。それで、昨日議案に対しての質疑が沢山あっておりました。これは、何項目くらいあったと思いますか。これ質疑の全ての項目を全部揚げているんですけどね、凄い数ですよ。これに対して、執行部は一生懸命答弁をされておりましたが、その答弁の内容にちょっと聞けば聞くほど、様々な疑念が生まれてくると。その説得が、きちんと出来ない、その説明が出来ない、先ほど岡部委員が言われてましたが、原因はそういうところにあるかと、我々が納得出来ない原因というのは、理由というのはですね。そこを、私どもにきちんとやっばり、そういった立場の方、そういった責任のある方がきちんと答弁をされて、説得をしていただける、そういった機会というのが、本会議の場であらうし、この委員会の中であらうかと思うんですよ。これは、土木業者、建設業者のみならず、飯塚市民全体のもの凄い関心事なんです。私どもは、やはり付託を受けた委員会でありますので、いいかげんな審議は出来ないというふうに思っております。是非、いろんな、非常に言葉も悪くなりましょうね、中身についても非常に辛辣な質疑になったりとかすると思いますよ。課長も昨日は、頭から湯気出しながら答弁されておりましたが、それぐらい議員も真剣にこの件については、我々自身が納得出来ない、やりましょうという気持を表明出来ない。そのことだけは、はっきり申し上げておきたいというふうに思います。1項目1項目の質疑の中をひらいていけば、本当にこれはどうなんだ、これはどうなんだということが沢山あります。しかし、基本的な問題として、これを進めるかどうかという問題としては、先ほどから言ってますけど、岡部委員の言われたような、一つそういった対処、措置というものを執行部には、ここから望むところであります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 永末委員

ちょっと言わせてもらいます。これは工区で言うと1工区、2工区に限って言わせてもらいます。10万㎡という制限をつけたことが、私は、先ほどから言われる入札の変な指導をしたのではないかというように受け止めます。何でかという、他に5工区分けてある中で4工区が一番面積が多いわけですね、面積的には。面積が多いということは土量も多いということですね、そうでしょう。そしてその次は5工区が2番目に多いですね。2工区が3番目、1工区が4番目ということになっていますよね、㎡数からして。こういう中で、面積が大きいということは相当な土量が動いていると思うんですよ。そうした中でヘドロの問題が、やわらかい泥を扱うから云々ということもあるかわからんけど、全部扱うということならまだ問題が別になると思うけど、全部扱わんわけでしょう。20mからの深さがあるということになっていますよね。これは1、2、3工区ですかね、そこにまでまたがっているわけでしょう。4、5工区も入っておるわけでしょう。そうしたなかでこれは㎡数からしたら3番目4番目が何でこれだけの金額が出たりゼネコンが入らないのかということ。それと法面を云々ということと言われよりましたね。特別に法面に何か工法的に違うことをするんですかね。1工区2工区について。そういうのがこれがみんなが不審に思うことが相当あると思うんですよ。法面とかいうのは他のところも全部出てくるわけですね。法面工法とかいろんなことを言われても10万㎡扱った経験がないとされないということにはならん。これが大手でなけりゃできないということはない。私は元々、ユンボに乗って運転するわけですよ。そうした中でそれ以上の仕事をしてきた経験があるわけですよ。こんなもんじゃなくてまだ大きい団地造成なんかしたんですよ。田川の白鳥団地知ってますか。あそこでもやったんですよ。そしたらそんなに技術がいるもんじゃないと思いますよ、これ。あなたがたがいつも技術、技術と言われるだけのあれはないと思いますよ。ただ、やわらかい泥については改良剤というのを混ぜるだけです。混ぜておくれ。そうすれば自然に固まってくるということです。そういうもんなんですね、これは技術がどうだとかいろんなことで言われるというのは私は合点がいかんですね。そういうことで私はこれについて不思議な入札の業者選定をされたね、ちゅうげなんことで思っております。そのところは何か納得できるような説明があれば、これにものすごく技術力がある、だからここは大手にしたんだということがあれば教えてください。

○ 道祖委員

永末議員が質問したことと関連なんですけれども、他の三工区と1、2と3、4、5の条件をつけた工区の相違点、いろいろ言っているけれど、大きな相違点というのは何なんですか。

○ 副市長

私のほうから全体的な考え方といいますか、ちょっと技術的なことは私も不案内でございますので、その点は担当部局のほうに答弁させますけれども、今回、昨日も答弁させてもらいましたように、非常に建設業界は不況に陥っておると。そして飯塚市内の業者の方も非常に発注の機会が減っておるといようなことが1点ありました。その中で、市内の方にできるだけ発注のチャンスを与えられないか、というように、できるだけ工区割りをしていこうというように、五工区というふうなことでしております。その中で、私共のほうの内部規定では3億円以上がベンチャーを組むようになっておりますので、そのベンチャーを組む、普通は2社ベンチャーが多いんですけど、できるだけ多くの発注の機会が与えられたらいいんじゃないかという考えのもとで3社ベンチャーというふうなところでしたところがございます。そういうふうなことが1点。それと2点目にゼネコンを入れた、入れるべきではないかという意見に傾いてきましたのは、工業団地という商品でございます。商品はいずれ企業のほうに売り払

うということでできるだけ安心していい製品を作り上げたいというこちらのほうの気持ちもございました。その中で1工区2工区は特に技術的な観点からも少し難易度が高いというようなことで、1工区、2工区はそういうふうにするべきではないかというふうなことで1工区、2工区をベンチャーを入れたらどうかと、それからこれは条件付の一般競争入札で行いましたので一般競争入札というのは皆さんご存知のとおり公正性とか機会均等を与えられるとかそういういい面もございますけど、逆に言えばどういう方が入ってこられるかわからないという反面もあることは否めないことだろうと思っております。その中である程度の経験を持った方がいいのではないかとということで10万㎡と地盤改良の経験のある方というふうなことで、そういう方針で行こうということになったということでございます。そこら辺の技術的なことは私のほうではわかりませんので、担当のほうから補足させます。

○ 都市建設部次長

1工区、2工区につきましての市外業者というふうなことでご説明させていただきます。1工区2工区につきましては先ほども言葉が出ておりますが、ギロ、軟弱地盤というふうなことで1、2工区につきましてはそういった改良する泥が数量的に大変多いというふうなことで、また、面積とこちらの1工区につきましては調整池、ビオトープを設置しながらやるというような単純な切り盛りの工事じゃないというふうなところで金額も上がったし、改良土量のいろんな品質管理の関係もございますので、そういったところで市外業者で是非お願いしたいというふうなことで申し入れをしていたところでございます。

○ 道祖委員

いま副市長が答弁されて2点言いました。それは僕は認めます。だってですね、僕はこの委員会で地元の経済状況を考えて日本全体もそうだろうとは思いますが、九州においても倒産の実例を見ると土木建設業が多い傾向に出てきています。だからこの地域においても仕事が出て行っていないからやはりこういう大きな仕事が出るんだったら地元の業者さんを多く入れるべきだと、お願いします、ということをごここでいった記憶があります。だから今回このような形で五工区に分けていただいて、多くの地元の業者さんが入って仕事をしていただく、これは本当によく当初言われていた二工区というふうな話から五工区に分けてやられたことについては、よかったなと思っているんです。問題はですね、先ほど、昨日からですけど、ゼネコンを入れて商品価値を入れるということについても私はそれについては何も否定するものではないんです。商品だから信用度を上げるということはそれはいいことだと思うんですね、この点まではいいんですよ。何で10万㎡なのかわからない。技術的にどうだこうだということを行いましたけれど、技術がね、言ってる10万㎡という内容がわからない。というのは、一般競争入札なんですよ。一般競争入札で20社の該当する業者があります、とちゃんとインターネットで公開してましたよね。資格条件にあった業者ということで。20社ありますとって一覧表が出ているんですよ。だけど、あなた方がいろいろ言っているけれど、10万㎡ということで条件をつけたら8社程度とか言っているけど実際7社じゃないですか、コリンズでちゃんと調べていたんだから。なんというか、的確に答弁していないし、何か隠したような感じで物を言っているから私は理解できないんだけど、一般競争入札、20社あったらエントリーするか、しないかは20社が考えるわけでしょう。こういう仕事ですよと。うちができます、できませんというのは20社の人たちが考えることなんですよ。そうでしょう。例えば自分のところが仕事ができんとしても資格があるというふうになったときにその下請けでそういう工事をやった業者さんを引っ張ってきてベンチャー組めばいいんですから。地元でそういう業者さんはいないんですか。大きな土木工事をやったことがあるような業者さんは、うちの指名業者、Iランクの人たちはいないんですか。僕はそこそこにやれると思いますよ、ここの地元の業者さん。だって、6月議会のときに技術的にはできますという答弁だって技術部局、建設部局はちゃん

と言っていますからね。私は地元の業者さんはゼネコンさんがどなたであろうと、そこそこにきちんとした仕事をやられる。やれなければエントリーしないでしょう。あなた方が条件つけたから減ったんでしょう。だからそこがおかしいとみんな言っているんでしょう。いいですか、私共はこの工業団地をつくらなくちゃいけないということでお願いして3月の当初予算で造成費用を載せていただいてああよかったな、とそれで承認しているわけですよ。そして今日に至っているわけでしょう。そして先ほども言いましたけど、多くの人たちが、地元の人たちが潤うようにということで工区割りをお願いしてそこまで配慮していただいたわけですよ。しかし今のすれ違いのところは、その1点なんですよ。あなた方が条件をつけないければ業界は業界であな方が示した20社の中でそれが5社であろうが10社であろうが、地元の業者さんと一緒になって話をしてベンチャーを組むわけですよ。そういうことをさせなかったからこういう問題が起きているんでしょう。違いますか。私は別にその造成工事に反対するものじゃないんですけどね、基本的には工業団地を作らなくちゃいけない。ただ不透明な形ではつくってほしくない。なぜかという、ご承知のように三菱マテリアルからこの土地を無償譲渡でしていただいたときに、いきさつがいろいろ噂が飛びました。本会議で私の名前を名指しでさも悪いような議員、悪徳議員というような形で指名までしていただいた記憶があります。あれは議長の職権でその議事録を削除させた、そのぐらいの内容なんですよ。だから、私はこの仕事に対しては造成工事については、公正さを持ってやっていただきたい。疑いの余地がないようにやっていただきたい。けれど、結果としてこれだけ疑いをもたれているということです。いいですか、よく聞いてくださいよ。平成12年10月13日、閣議決定で平成12年11月27日の公布で公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、こういうものが出されているでしょう。それにしただけで旧飯塚市は入札の予定価格と最低価格のオープンに踏み切ったはずですよ。この法律に基づいて、前半の工事、後半の工事を全部公表するというふうになったはずですよ。この法律に基づいていったわけです。そうでしょう。しかし、競争入札については時期尚早だということで今日まで来てないで試行という形で現在条件付の初めてのやつをやっているわけでしょう、初めてではないか。保育園かなんか、今年になってやり始めたんでしょう。そしてこの法律の中でなんと言っているか。目的は何のためにこの法律ができたかご存知でしょう。読み上げましょうか。契約課長、知っているでしょう。目的、第1条には公共工事に対する国民の信頼の確保ですよ。そして第3条には、第3条第1項、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること、あなた方は入札行為を行うときに疑念を持たせられないんですよ。結果が出たからそれで議案に出すという話ではないんですよ、今回は。新聞報道があって、談合があったと。「そんなことはありません、ちゃんと適正にやられました」と。何で入札のやり方から監査委員の立会いまで求めてやらなくちゃいけないんですか。それだけ疑われるからでしょう。疑われたからそこまでせざるを得なかったということでしょう。そういう過程があるから皆さんがおかしいんじゃないかと、一般競争入札にはなじんでないということを指摘しているんですよ。それは私共議員の責任じゃないんですよ。あなた方のやり方ですよ。だから私はこの案についてははっきり申し上げます。第1工区と第2工区については疑義があるから反対いたします。あとの三工区については賛成いたします。ここではっきり言うておきます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 森山委員

他の方々が、いろいろ入札とかゼネコンというかたちで、お話ししてありますけど、私はちょっと違う角度でご質問をさせていただきたいと思っております。これは、始めに私も謝らなければいけないと思っています。この土地を、無償なのか、無償で貰ったというかたちでお聞き

したものですから、その当時は賛成をさせていただきました。これは、私の聞き違い、調べ違いかも知れませんが、今道祖委員は無償でと言われましたけど、これは本当に無償なんですか。帳面上の、要するに切り替えの無償になってるのか、ちょっとそこのご説明をお願いいたします。

○ 産学振興課長

契約上は、14,714,000 円を支払ったかたちになるわけでございます。

○ 森山委員

それは、実質上出されたんですか、支払ったわけ。

○ 産学振興課長

支払っております。

○ 森山委員

その時に、協定書なんかがあったと思うんですよ。これはボタ山の跡地だから、鉱害の問題とかあったと思うんですよね。なかったですか。

○ 産学振興課長

契約書で交わしております。

○ 森山委員

そうしますと、この 14,000 千円で買われたんですけど、この土地が鉱害にあったときは、本市がもちますか、それとも三菱さんが責任もってやられるんですか、どちらでしょう。

○ 産学振興課長

鉱業法第 114 条の規定に基づきまして、鉱害賠償登録がなされておりますので、実質的に市に責任があるというかたちになっております。

○ 森山委員

市が責任をもつわけですよ。だから、14,000 千円というああいう大きな土地が安く買われてきたと思うんですけど、田代さん、これ悪いけど 2 年前も、今の市長じゃなくて、この土地の話があったときは、断ってますよね。違いますか。三菱から、こういうかたちであったとき、確か何年か前にこの土地の問題の話が出たときに、では別の土地だったんですかね、この土地じゃなかったんですかね。何年か前に、この土地を買うか買わないかという話があったときに、確か一度断らなかったですかね。

○ 経済部長

そういう話は、ちょっと存じ上げておりません。

○ 副市長

ちょっと私も、うろ覚えで申し訳ないですけど、随分前に体育施設か何かを建てたいということで、交渉までいったかどうかは分かりませんが、あそこにそういう体育関係の施設を作ったらどうかというようなことで、話があったことは何となく覚えております。

○ 森山委員

その時も、以外とこの土地が良くないという話だったんです。だから、前に進まなかった。それで、副市長が、僕は昨日からずっとお聞きしてるんですけど、僕は入札がどうのとか、ゼネコンがどうのとかあまり思っていないんです。基本は、地元の業者を使っていたきたいが 1 点です。その前に、何ヶ月か前に委員会がありまして、この図面を見せていただいたわけですが、その時も大変難しい土地ですねと、確か委員会の議事録の中に入ってると思います。なんで、このような無駄な土地をこういうふうなかたちで工業団地にするんですかということを言ったと思います。それを含んだ中で、昨日からずっとお話を聞かせてもらおうと、先ほど副市長が精神と言われましたよね。あの土地を精神をもってするんだと、あなた達の心に、こんな土地で本当に企業誘致して、買っていて、20 年も 30 年ももつような商品ですかと僕は

感じる。だから、あなた達は何となく部長５人が話しながら、最終的には決定したと思いますが、常識から言ったらあの土地をしますか。あなたが、逆の立場だったら。そういうとこまで、要するにこの商品を手売ろうと思うんだったら、もうちょっといろいろなかたちで、欠陥があるからと上げ足をとって言いませんけど、もう少し調査をすべきじゃないですか。絶対にこれは、後で出てきますよ。予算がずっと上がりますよ。８５％じゃ終わらないですよ。従来どおり、いつも土木仕事というのは、後で上がってきます。最終的には、９０％になってます。昨日それを、吉田委員も後で言われるかも知れませんが、兼本議員が言われた。みんなも。そう思った。常に、土木の仕事は、後で設計変更でいつも上がってきます。その時に金額を見ると、たいしたことないかと、後で調べて合計すればもの凄くおおきな金額ですよ。だったら、もう一つお願いしたいのは、私は最終的に言います。地元の業者を使っていたきたいが１点、それともう少しこの商品を、責任をもって売らんだったら、田中さんが企業誘致で行ってありますよ、その人に恥をかかせないように、この土地をもう一度調査してください。そうしないと、私はこの問題については、はっきり言って飯塚市議員と言われるけど、あなた方も責任があるし、我々も責任がある、認めた以上は、だったら私はこの問題については、もう少し最後までぴしっと調整していただいて、その中で我々が替わった後でも、よかったねと言われるような工業団地にしてください。お願いいたします。

○ 道祖委員

この筑豊地区で、炭鉱跡地を開発して、利用しているところは、どういうところがありますか。

○ 企業誘致推進室長

福岡県内の工業団地の状況から、ご説明申し上げたいと思いますが、県下に現在 200、約 4,000 ha の工業団地がございます。そのうち筑豊地域が、一番数が多ございまして、約 75 で 1,000 ha の工業団地が現在ございます。この殆どが、旧炭鉱跡地を活用して、昭和 40 年代頃から造成された工業団地であるというふうに認識いたしております。

○ 道祖委員

では、その炭鉱跡地は、N が 50 以上の土地ばかりですか。

○ 企業誘致推進室長

今ご質問の N 値についてであります、近隣の工業団地、現在分譲されている団地で申し上げますと、田川に望岳台という工業団地がございます。これは、N 値 50 は測定されておりますが、深度が 21 m から 34 m、直方市が分譲予定しております上頓野、これにつきましては、N 値 50 で深度が 13 m から 30 m、磯光、宮若市であります、これが N 値 50、2 m から 13 m、小竹町が N 値 50 で深度 20 m というところで、鯉田の工業団地と N 値の結果からいくとそう変わらない状況でございます。

○ 道祖委員

市内を見回すと、炭鉱跡地を開発して住宅が張り付いているところが多々あるわけですね。飯塚市の将来の発展のためには、炭鉱跡地の開発をせざるを得ないじゃないかと私は思いますが、執行部はどう思いますか。

○ 経済部長

炭鉱跡地を活用しながら、工業団地を作るということは、今回の議案でも江崎先生あたりにいろいろ指導を仰ぎながらという答弁もあっておりますけど、先生方と協議する中で、炭鉱跡地につきましては、過去はいろいろ悪いという状況がありましたが、最近では技術的に解決されてきて、ギロの問題とかいろんな問題で改良されておりますので、自然風化した農地や山林の保全という観点から考えると、炭鉱跡地の開発が最も有効な土地利用というようなことも考えておりますので、炭鉱跡地を飯塚市の発展のために効果的に活用したいというように考えて

おります。

○ 道祖委員

ギロの深度等が言われてますけど、この工業団地の設計レベル、設計高ですね、それは横にあります県道停車場線ですか、その道路面からいくらの高さを計画してます。

○ 都市建設部次長

ちょっと数字的に分からないんですけど、表の県道側、今の山賊鍋があるほうの道路ですね、あれから約15から、それ前後かなというふうな計画高になっております。

○ 道祖委員

なぜ計画高が15mかということですけど、というのは、この底地は42haだったというふうに記憶しておりますけど。

○ 都市建設部次長

全体の三菱から買った土地42ha、そのうちの27haですか、これを開発をして造成するわけですけど、切盛の切土、盛土、今の切盛のバランスをとりながら、費用をあまり高くないような方向で調整をした中で、持ち出しもしない、持ってきてもしないというような考え方の設計になっております。

○ 道祖委員

出来るだけ安い費用で、広大な工業団地を確保したいということで、この計画がなされているというふうに理解します。だけど、土を運び出して、この工業団地の平面を大きくしようとするれば、それは可能だと私は思うわけですね。そうすると、ギロの話、昨日から10何mとか何とか言ってますけど、単純に言えば15m掘り下げれば、地盤はある程度N値50まで届く距離なんていうのは、まだ縮まるんじゃないかと素人考えで思うんですけど、そういう考えも成り立ちますか。

○ 都市建設部次長

今の質問のギロの関係からすれば、ギロが今深度で計画高から17m深いところに残るわけですが、それ以外にそのギロを下まで掘り下げて全体をギロの深さで整地をするというようなことになると、他にいろんな支障が出るかなと思います。それは、やはりここの炭鉱跡のいろんな問題点が出てくるかなと思っております。

○ 道祖委員

先ほども言ったように、出来るだけ費用をかけないで効率のよい面積を取りたいということで、この計画をされたんだというふうに私は理解しています。先ほど質問したように、この筑豊地区を中心に炭鉱跡地を開発していったる事例は、いくらでもあるわけですから、この鯉田の3鉱跡地が一番悪いとか、もうどうしようもない土地だということではないというふうに理解しておりますので、そこのところは、私は飯塚市の発展のためには工業団地を造っていただきたいと、これは重ねて要望しておきます。

○ 藤浦委員

私どもも、執行部が示しておられるこの計画について、その方向性はよしと、やっぱりそういった方向性をもって飯塚市に企業を誘致してくるということについて、我々は何も反対をするものではない、むしろ積極的にそういったことについては、取組んでやっていくべきだということを常々思っています。しかしながら、この提案が何をもちこまでこじれてるのかと、いうところをよく執行部の方々は認識をしていただきたいなというふうに思うんですね。やっぱりこれは、入札のあり方、これが区割りという問題と入札のあり方が、いまいち私どもには、すっかり理解が出来ないというところなんです。政策評価システムというんですか、そういった部分ともひとつ考えていただきたいのは、市民がどういうふうにこれを評価するかとか、市民はどういうふうにこのことを見てるのかといったことなんかも、やっぱり事前に調査をさ

れるべきだと思いますしね、世論をきちんと味方に付ける、これは国の政治でもそうなんでしょうけど、そういったことを地道にやっていかれるということも大事な要素だと思うんですね。このことを、先ほども言いましたけど、土木建築業者だけじゃなくって、市民の本当に一大関心事なんですよ、そのことをきちんと認識していただいて、我々に理解をさせるべく、そういった説明を私は求めたい。先ほど道祖委員も、もう意思表示しましたけど、この1、2工区については、私もすっきり賛成ということには、ちょっとなり得ないなというふうに思っております。

○ 森山委員

さっきは、土地の商品のことを申しましたけど、今度は飯塚市としてこの入札が談合疑惑があるということで新聞に書かれて、総務委員会であったときマイクをとおして隣の部屋でお聞きさせていただいたんですけど、折角合併してこんな入札でこんな疑惑になったのは初めてですよ。ここの何10年間のうち、政治倫理つくって、私が政治倫理つくってどうのこうのとか、皆さんの前でいろいろお見えになってるけども、私達34名はこういうことないですよということを、私は大見得きって政治倫理のかたちを出させていただきました。それが、口の渇かないうちに、こういう問題で噂がたち、先ほど道祖さんが、もう名指しで私達がこうこう言われたというかたちもおかしいと思う。しかし、この入札の条件どうのこうのは、さっき岡部委員さんからも言われたんですけどね、あまりにも情報が流れすぎるのが1点、今まで旧飯塚市の時は、こういうような話はなかったんよ。なんか合併して、職員さんがミックスになったとたんに、いろいろなかたちで穴が空いている。答弁の仕方もひとつ、全然その場限りの答弁をしているから、突っ込まれる。だから、この入札制度について、私は個人的に凄く責任を感じています。笑われている。実際そうでしょう、そういう飯塚市じゃないでしょうが、こんな噂が出て業者が決まってるとか、私はこういうのは専門じゃないから分かりませんけども、これをずっと読ませてもらってベンチャー企業さんが組織組んで、私はこの人と組んでおりますので、どうのこうのとか、お願いしますとあるところに行った人もいと話を聞きます。もう一つ言いますよ、誰がとか言いません、この仕事をしたら市長が儲かるんじゃないですかと、そこまで言われた。私どもは、この市長がとおっていただくために、一生懸命に1軒1軒回りながらでもお願いして回った、このメンバーですよ。身近な市長の名前が出るとか、この人はどうだとか出ることは、今までなかったですよ。私も田中市長、江頭市長、今の齊藤市長、3代つかえてきて、一緒に飯塚のまちをつくっていかうとききましたけど、こんな話が外に出てくることがおかしい。それも私じゃない、私の息子たちがあるところの反省会に行ったときに、その話が出たというんですよ。ということは、末端の人達が、そういう話をしているということですよ。これは、嘘でもなんでもないんですよ。この問題は、藤浦さんも言いましたが、世間も注目してますよ、噂がずっと流れてる、新聞社も書いている、現実的には噂どおりの人達がベンチャー組んでいますよ。最後には、ガラガラボンになったから結果的にはそうでしょう。結果的にはそうでしょうけど、こういうことが噂に流れるということは、本当に残念でならん。今後とも、いろいろなかたちであろうと思うけれど、そういうことがないように、確かに契約の方々は大変だと思う、しかしそういうことがないようにお互いががんばっていきましょうや。そうしないと笑われるぜ。何のために合併したん、何のために齊藤市長を選んだかということですよ。確かに、素晴らしい。しかし、あまりにもこの土地の進み方が早すぎるから、おかしい部分も1点あるんですよ。この腐れ土地を持って、悪いけど腐れと言いますよ、絶対に腐れ土地だからこれは、分かってますよ。本当は、むかし三菱と仲が悪かったけれども、いろいろ土地買ってこうしなきゃいけないなという時でも、私はあの時買わないで良かったねと言いましたよ、覚えてますよ。だから、この土地を買うの買わないの話があったことを聞いてましたよ。だからもう少し大きな気持でやらんと、こういうことが新聞に載る事時点が、飯塚

の恥ですよ。よろしくお願いいたします。私は、本会議場では、反対討論を述べさせていただきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 吉田委員

今までの答弁と説明の中にも出てきてると思うんですけど、再度伺いたいんですけど。この事業の補助率はどんなになってますか。それと、この土地の地盤調査、これも説明の中にあつたかと思うんですが、私がちょっと記憶してないものですから。どこが地盤調査をやって、金額はどれほどだったのか教えてください。

○ 産学振興課長

まず、補助ということでございますけど、財源は起債でまかなうようにいたしております。

○ 吉田委員

起債はわかるんですけどね、これの、補助率が普通は出るでしょ。これはどんなふうになってますかね。

○ 産学振興課長

充当率100%でございます。造成の調査設計につきましては、サンコーコンサルタント株式会社九州支店をお願いをいたしております。金額は6,510万円でございます。

○ 吉田委員

結構大きい金額ですね。私、一つ、大きな懸念を抱いてるものですからね。たくさんの皆さんが昨日から延々と言っておりますので余り申しませんが、一つだけ大きな懸念を持てますものですから。兼本議員さんの審査要望がありましたよね。不測の事態で変更契約が云々と昨日申されておまして。このことなんですけど、私もこれを一番懸念しておるんですよ。過去に私も建設委員会に何度となく籍を置いて、長年やっておりますものですから。その中で、報告事項で、大きな事業の時に、増額変更というのが報告事項で、ポンと簡単に出てくるんですよ、いくつもいくつも。私、十年前くらいにやかましく言ったことがあるんですけどね。なんでこんなに契約の増額変更が出てくるんだ、そして、なんでこんなのをたやすく認めて、出てくるんですか、と。普通、小さいことばかり、千円か何百円のことを、財政難で経費節減とか云々ね、言われてます。我々の議会費なんか、しょっちゅう小さいこと言われてます。費用弁償でも、たった千円幾らしかもらってないのも、ゼロに近いくらいになりました。その努力は私は買うんですけどね。それは、そこまで努力してあるんだたらしやうがないな、と思うんですけどね、こういう大きな事業で契約変更が出てきたら、さっきも補助率を聞いたのは、100%だからこれは国が出す金。あ、違うの、反対、全部持ち出し、それならなおさらのことです。ちょっと勘違いしてました。それならなおさらのことですよ。契約変更が出てきたら大変なことじゃないですか。いや、私、今、反対と思って。これは全部、補助率100%でやられるから、契約変更が出てきてもうちには迷惑かからないからいいだろうと思って言てましたけど。単費にかかってくるんだしたら、これ、大問題じゃないですか。だから、これが私、兼本議員さんと一緒に、一番危惧しておるんですよ。今後恐らく、最低制限価格、これ、85%ですかね、落札率がね。これ、自信持って大きく出されてますけどね、これが契約変更、増額変更が出てきましたら、85%が簡単に90%になるんですよ。4億円のところが、2千万円増額が出てきましたら5%上がるんでしょう。違いますかね。そしたら、85%の落札率が、一挙に90%の落札率になるじゃないですか。それが一工区だけならまだしも、これが五工区にあって、みんな出してきて、1500万円出る、2000万円出る、2500万円出る、簡単に1億円になったら、どうするんですか、これ。恐らく私は、出るんじゃないかな、という危惧を持ってるから。お答えいただきたいと思います。もし、こういう、何と言いますかね、

地盤を問題にしやすいところでしょう、これ。先程から皆さんいっぱい言っておりますけど。地盤に問題が生じやすいところじゃないですか。そして、食品偽装問題と一緒に、本当にみんな疑いの目でしか見ていませんのでね。例えば、増額変更が出ても、本当なのかな、と。落札率が低かったから、利益をもう少し上げるために、わざと地盤云々を難癖つけて、2千万円の増額とか出てくるんじゃないかという危惧をものすごく持ってるんですよ。私の危惧だけで済めばいいんですけどね。もしこれが出てきた場合には、どんなふうに調査されて、対処されますか。お答えください。

○ 都市建設部次長

今の変更の問題ですが、無いというふうな確信は、現時点では、はっきり言いまして出来ません。というのは、今、土質試験をやった試験結果があるんです。その結果で、今、設計を、こういう強度でいきたいというところの設計でございます。それを、現地に入りまして、現地で採取した後の各工区でそういった試験をやりながら、今後施工するわけです。その中で、もう少し強度をいれなきゃいけないとか、強度はもう少し甘くて良いとか、いろんな結果が出ます。ですから、試験をやりながら、試験の結果によって判断を我々もしますので、そういった結果をみながら、変更して増になるのか減になるのか、というところを検討して十分審査しながら、またご相談させていただきたいな、というふうに思っておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○ 吉田委員

答えもだいたいわかります。今みたいな答えが出てくることはわかります。もちろん、そのとおりにしてもらわなきゃいけないことですからね。しかし、恐らく、これは私の思いが外れればいいんですけど、五工区とも全部、契約の増額変更が出てくるんじゃないかなと思って。出てきた場合のことなんですけど、今のようにお答えになるのは私は当然だと思いますけども、こういうふうにみんなが疑いの目を持ったら、果たしてその、例えば地盤が、大きな岩盤が出てきたとか、陥没しそうだからこういう手立てをしなきゃいけないとか、私は専門的にわかりませんが、そういう理由付けで、その理由付けが果たして本当なのかなという疑念をみんな持つと思うんです。私も一番、それを持つと思います。そのことを、私が前もって最初に聞いたのは、地盤調査で6500万円だったですかね。こんな多額の金をかけて調査してるんですよ。工事進行中に簡単に変更、変更、と、6500万円かけて調査したのが簡単に崩れて、五工区とも増額変更が出た、こういうことがもし起こった場合、どんなふうに調査との関係を見られますか。お答えください。

○ 都市建設部次長

先程の調査費という6千数百万円ですかね、これは地域の全体を測量、また設計ですね、現在に至るまでの設計委託と、それとボーリングも入ってますかね。ボーリングにつきましては、市がしたのが10箇所程度ですか、調査しております。その中でいろんな状況を調べまして、この広大な敷地の中でボーリング調査、10本程度、市のやったのが10本程度ということでございますので。ボーリングをもう少しこまめにすれば、莫大な金もかかるということでもございますので、そのところは工事の中でいろんな調査をしながらやっていくということで考えております。

○ 吉田委員

先程も聞いて、私が間違った理解をしましたけれども、今言うように、起債で、補助率ゼロでやるんだということだから、なおさら私は言っておきたいんですよ。こういうことを申し上げるべきじゃないかと思っておりますけど、私はこの増額変更が、先程何べんもこういう言葉が出てましたけど、藤浦委員さんの「なんでこんなにこじれてるのか」という言葉にもありましたように、例えば増額変更が出たとします。そしたら、本当に地盤がおかしな地盤だったから、正

当に出されたんだな、と理解しにくくなってるんですよ、私も。疑いの目でしか見られなくて。何か作為的に、最低制限価格で落札されたというのが、五工区ともですよ。だから、増額が作為的に出されて、それを執行部のほうが何となくやむやに認めて変更届が出てるんじゃないかなとしか私は解さないんですよ。そこまで疑いの目でしか、私も見られないようになってるんです、ここまでこじれましたら。全く、食品偽装問題と一緒になんです、今、感覚が。だから、もしこの五工区で、増額変更願ひなるものが出ましたら、本当に慎重に調査していただいて、これが本当のことならば、さっきの答弁のように、本当だったらこれは致し方ないですよ。いくら、6500万円もかけて調査をやったといえども仕方ないです。しかしながら、今はもう信じられません。作為的に出てくることも考えてください。これだけお願いしまして、五工区で増額変更届が出ないことを願ひまして、この質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 森山委員

今、次長さんが「10箇所程度」という言葉を使われたんですけど、ほんと、おかしいよ、これ。私はさっきから言ってる、商品だから良いものを造りましょう、クレームがつかないように造りましょうと言ってるんだったら、吉田委員が言ったように後で金額が上がるよりも、ここであと5千万円くらいでも金をかけたらいいじゃないですか、これ。そしたら責任持って、安心して売れるんでしょう。違いますか。その都度その都度やっていきまして変えますよ、ということは、裏返せば金額が変わってくると取れますよ。だったら、僕が言うのは、良い品物で売りたいなら、ここでお金かかっていいと僕は思ってる。あとで恥かくよりも。さっき言ったでしょ。売っておいて後でクレームつくほど、こんな問題は一番かっこ悪いって。私も商人だからわかる。良い品物を良い形で売っていかないと、今の状況じゃ、10箇所程度と言うんだったら、何箇所掘ったら完全にOKが出るんですか、これ。

○ 都市建設部次長

先程の答弁の中で、ちょっと申し訳ない発言がありまして。市がその金額の中で調査したのが11箇所ということでございます。それと、県の事業で、市がする前にしたのが10箇所。それと、三菱の資料の中で6箇所というようなことで。それと、前年に市が3箇所した経緯があります。それを合わせて30箇所というボーリング調査の数でございます。

○ 森山委員

30箇所されたということで、その結果は自信持っていいいんですよ。今のあなたの答弁は、その都度その都度調査して、それは確かに、こればかりはわかりません。100%ということはないかもしれない。しかし、今の答弁が、ものすごく自信を持ってないんですよ。30箇所でもいい、30箇所したんだけど、多分というか、90%もないと思う、でも絶対というのは使えない言葉ですけども、私とすれば、もうちょっとお金かけてもいいから、再度調査をする気持ちはありますか。これだけ皆さんが心配してやってる、僕は本当に、それくらいの気持ちでやれるかやれないか、副市長でもいいですよ、お願いします。これ、本当に、今の答弁を聞いてたら、逆の立場から言ったら、「はい」と言えますか。

○ 都市建設部次長

先程の「その都度」という発言でございますが、これは土質調査ということではなく、地盤改良の時にどういった改良をしていけばいいかというようなことの意味で言ったような状況でございます。それと、現在、ボーリング箇所が30箇所あります。その中で、いろんな状況の資料を調べて、坑道の位置とか、いろんな状況を調べた中で、そういったものを併用しながら問題ないことを確認いたしまして今の状況に来ておりますので、先程も言いましたように万が一の不測の事態が起こる可能性が、あり得ないということは断言できないんですけど、そうい

ったことで九十数%の、我々の調査の中で確信を持って設計をしている状況でございますので、そこのところをご理解いただきたいというふうに思います。

○ 森山委員

その決意は買いますけどね、一つ言います、ボタ山の土地だから、むちゃくちゃ悪い。絶対悪いと思いますよ。鉱害の問題、さっき産学振興課長にお聞きした、うちが責任持たないといけないんでしょ、結局、協定書の中においては。そういうものを含んでるから、あとでいろいろ鉱害が起きないような形の調査を再度、もう少し金かけてもいいからやるべきだと僕は思ってる。そこだけが心配です。

○ 副市長

地盤調査の件でございますけど、ボーリングして岩に当たったところは粗くしかしておりません。そして、坑道が走っているであろうと思われるところについて集中的にしておりますので、ボーリング調査の結果、全体の地盤は大丈夫だというふうな判断をいたしております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 藤浦委員

私個人としては、あと1点だけです。先ほどからですね、吉田委員さんが言っておられます追加とかね、なんとかいう部分なんですけど、これは、どうなんですかね、そういった追加を認めるとか認めないとかいう一つの明確な基準といいますか、そういったものはあるのか、そこがね、一番やっぱり問題だと思うんですよね。口約束ではね、やっぱり駄目だと思うんですよ、これ。こういうふうに指導しましたとかね、こういうふうに言っ取りましたというようなことではね、これ恐らくそういう問題必ず出てくると思いますよ。だから、明文化されたものとか、そういった規定みたいなものとか、中々判断はしにくいと思うんです。だけど、部長さんなり、課長さんの方々がね、その話聞かれて、ああそうですねと言えばそうでしょうし、そういう報告を受ければ、今まで全く予期しなかったことというふうに言われれば、我々もそれはそうなんですかと、しかし、あの時いろいろ私どもも質問しました。こういった不安も持っ取りますよといった質疑がね、これ全く無駄になってしまうじゃないかというように思うんですよ。だから、そここの何か基準作りと言いますかね、何かあるんですかね。

○ 都市建設部次長

今その、基準という表現なんでございますけども、基準というのがですね、中々その、じゃどういう基準かと言われて、それがこうですよと明確に答えることがちょっと中々難しい。けれども、この物を完成させて、やはり、市が受け取れる物、その中で市がやはりこうして下さい、ああして下さい、こうした方がいいですから、こうして下さいというような指導、指示、いろんなのがあろうと思います、現場の中で。そういったのを、やはり明確にしながらこれは変更しますよとか、これはこういうことだから変更できませんよとか、そういったものについては、やはり業者、現場とですね、密に協議をしながらやっていくというような方法しか、今の時点ではお答えすることはできないのかなというように思っております。

○ 藤浦委員

だからですね、やっぱりこれは非常にそういった基準とか何とかというようなのは難しいと思うんですよ。だから、私が言いたいのは、そんな簡単に認められるようなものではないと、であるならばね、きちんとやっぱり中味とか内容についてはですね、やっぱり我々もある意味、吟味をさせていただきたい。いちいち報告しろというのはね、それは無理かもわかりませんけどね、やっぱり皆さんがきちんと納得できるものに対しての変更とか、増額だとかいうことについてはね、良しとするわけじゃありませんけど、この入札の最低価格のこれからいきますとね、やっぱりその上積みというのは十分に考えられるわけですよ。であれば、この最低価格は

何だったのかということになりますのでね、そのこのところをものすごく、ひとつ肝に命じていただきたいということを申し述べさせていただきます。

○ 上野委員

縷々討議が行われておりまして、特に1工区、2工区ですけれども、私個人的にはですね、不測の事態に対応するため、実績のある業者さんを選ぶ、このために10年、10万㎡という条件をつけるということについては、ある程度理解をしなくちゃいけないのかなというふうには思っております。名義だけで下請けにポンと出されるのは、これ、いかななものかというふうには考えておりますし、どなたも触れられませんが、3・4・5工区に関しては13グループという入札ですから、こちらの方もこれはベストではないというふうには考えておりますが、この点については、致し方ないのかな、現時点では、と思っておりますが、これ以前の問題です。たった3ヶ月前、6月議会で私は質問をさせていただきました。市外業者は必要ないというふうにお答えをいただいております、この工事に関してですね。同じ質問のなかで、五工区にしてどうかという問題に対しては、5つに割ってきて出していただいておりますので、沢山の業者さん、取れるということについては、ありがたく思っておりますが、なぜ二つの工区は市外業者なのか、副市長は先ほど、商品なので良い商品を作り上げていきたいということで、少し難易度が高い二つの工区に市外業者を充てたということですがね、技術部門からは是非ご答弁いただきたい。もうクドクド聞きませんからね、1回できちんと答えて下さい。

○ 都市建設部次長

内部協議をですね、建設部内部で技術部門の方の内部でいろいろ協議しました。やはり6月の議会で課長が答弁しましたように、市内業者で出来ないのか、それは出来ないこともないだろうというような程度の言葉だったとしております。しかしながら、やはりいろんな、五工区に分けた状況、それとか、その当時は何工区にするのか分からない、一工区か二工区かというように思いもありまして、いろんな工区分けの流れの中で、いろんな協議をして現在に至っておりますわけでございますが、市外業者にやったと、二工区をしたい、なぜか、それはですね、基本的に先ほども副市長が言われましたように、やはり売る時の問題もありましよう、しかしながら、いろんな話がですね、いろんなところから来るわけですね、市内業者にしてくれとか、何工区に分けなければいかんとか、いろんな雑念が我々設計する側に、何かこう、変なふうから舞い降りてくるわけですよ。その中で、やはりこれは、やっぱり二工区とか一工区とかいう話じゃないよねという中で、建設部の中で、じゃ、何工区であれば仕事がスムーズになるのかというようなことをまず検討いたしました。その中で、五工区というような形で土工計画が何とか出来るというようなこと、それと、今の、市外業者を二工区に入れてほしいというのは、五工区をやはりこまめに分けたために、いろんな問題点が起きるわけです。それは、市内業者だけではなかなか対応が出来ない状況、全体を把握しながらやっていただきたいという思いと、それとこのギロバックの改良の問題ということで二工区を市外業者でお願いということで、建設部門でそういったことを協議した中でお願いした状況でございます。

○ 上野委員

簡単に言ったら、五工区に分けたので、いろんな問題が出て市内では対応が難しいから、二つ市外業者を入れました、と、こういうふうに理解していいですか。

○ 都市建設部次長

五工区に分けたということを先程言いましたけど、一、二工区というような時でも、やはり土工の高度な管理が必要だということで、希望としては市外業者でお願いしたいというようなことで、建設部門の気持ちは持っておりました。

○ 上野委員

まず、6月の答弁で、「出来ないことはない」と言われてましたね。私どもにしたら、もう全

部市内業者でやっていただけるんだと理解しますよ、当然。それを一つ申し述べておきます。

次に、ここが私の一番大事なところなんですけど、なぜ今やらずにちゃいけないのかということです。こんな経済状況が変わった中で、また飯塚市の財政状態が厳しい中、今、工業団地をこの時期に造成、着工する意義、どういうふうにお考えかお示してください。

○ 経済部長

先程、審査要望事項の中で、なぜ工事を急ぐのかということに産学振興課長が答弁しておりますけど、市内約20箇所の工業団地がございますけど、リサーチパークを除いてほぼ完売状態でございます。経済状況が悪いというのは当然認識しておりますが、まだまだ自動車150万台拠点構想の推進に伴いまして、他の自治体におきましても企業誘致を推進しておりますし、まだまだ裾野の広い自動車産業につきましましては進出可能な企業もあるということから、一日でも早く工業団地を完成させる必要があります。また、それに向かって名古屋事務所を開設して企業誘致に取り組んでいる状況でございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○ 上野委員

もう一点。今やらねばというもう一つの理由、入札時期なんですけれども、特に1・2工区に関連して、何ヶ月か待てばたくさん、入札業者さん増えるじゃないかというご質問もございましたけど、なんでこれを待たずに今なのかという点、どのようにお考えなのか教えてください。

○ 経済部長

先程の質問に答弁させていただきましたように、一日でも早く工業団地を完成させたいということで、鯉田工業団地の計画につきましましては平成22年4月から分譲を開始したいということで取り組んでおりますので、そういった状況から、工期的にみて早く入札しなくちゃ間に合わないということで、現在に至っております。

○ 上野委員

市長も同じ考えということで理解させていただいてよろしいですか、副市長。

○ 副市長

そのような計画で進めております。

○ 上野委員

はい、ありがとうございます。私は今のお話を聞いて、1工区から5工区、全部賛成させていただきます。ただ、今、経済部長が言われた、今やらねばならん、何ヶ月か待てば入札業者さん増えるんだけれども、一日も早く造りたいというご答弁です。1工区から5工区まで、一つでも否決されれば止まるわけですよ、数ヶ月は少なくとも。否決された時は、凍結以外の方法はありませんかと私は考えておりますことを申し上げさせていただいて、質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 永末委員

この工事全体の設計をした人がいるわけでしょう、した業者が。それで、その業者の立場といますか、どんなふうに考えてあるか聞かせていただきたいと思います。

○ 都市建設部次長

今の、ちょっとはつきり意味がわからないんですけれども、コンサルに発注いたしまして測量・設計等をしていただいております。工区分けの設計とか、金額の設計とかいうものは、市の職員でやっております。で、図面を、一本の図面に計画しまして、あと、土工計算とかいろんな解析をコンサルにお願いしてやったという状況なんです。それで、コンサルの立場といたしまししょうか、それは、3月に委託設計を終わった時点で、今現在、相談は時々するんですけど、もう契約が昨年度に終わっておりますので、今年度に入りまして市のほうでしたという状況で

ございますので、立場というのは今の現在では無いということでございます。

○ 永末委員

なんで私がそんなことを聞いたかという、普通は設計をすると、最後の管理までしていくんですよ、設計管理まで。そうすると、先程から言われていた、大手を入れた一つの目的として、そこに管理をさせたいというような話とか出てきたから、私、ちょっと聞いてるわけです。当然、本来そういう大手さんが、10万㎡の中で、どういうところがしたかわからん、これをさっき見てたら、高知県とか遠いところからしてあるわけですね。筑豊独特のボタ山というのは、そういう業者さんだけではうまくいかないところがある。そういう人がいろいろ、頭になって、工程表にして、どうしようこうしようということ言っても、なかなかうまくいかないところが私はあるように感じます。そういうこととか、いろんなことからして、このやり方というのはちょっと、意図的にされたかなという気がして、さっきから聞いてる中でも、もう私は、不信感といいますか、それが段々増している。さっきから言われてる、答弁が、いろんな方がされてるけど、聞いてても、なんでこのくらいの答弁しかできないのかな、というくらいで聞かせてもらってます。ということで、これについてやっぱり、賛否は今日出さないといけないと思う中で、私の考えとしては、はっきりこれについては、3・4・5工区については地元ということで、6月の議会でも私も「地元全部させてもらいたい」という話を言っていたので、そういうことで私は、1・2工区についての業者の選定の仕方を聞いてても、これは納得いくところではないということで、今から私は反対の立場でいかせてもらいたいと思いますので。今後、さっきから出てる、不測の事態とかいろんなことで、お金を、何かがあったらすぐ出していくという姿勢を先に出してもらったら、私は困ると思います。やっぱり業者は、自分がこのお金でちゃんと取れたんだから、これでやるんだということを思っているということを、しっかり業者に指導してもらって、追加料金が出ないように頑張ってもらいたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 森山委員

この工事をゼロにした場合は、契約をされたわけだから、契約のだいたい何%を払うわけですか。払わなくていいわけですか。この工事が、例えば否決された場合としましょう、全体的に。一例ですよ。その時は、市としては契約されてるんですけども、契約に対して、罰金か何か払わなくてもいいわけですか。どうなんでしょうか。ちょっと僕は初めての経験だから聞かせてください。

○ 総務部長

これは議決案件でございますので、可決がされない場合については無効、現段階では仮契約でございますので無効ということでございます。可決されて有効ということです。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 岡部委員

今日は朝から久しぶりに長い市民経済委員会になったんですけどね。あなた方がはっきりしないから、関連の質問やら思いつき質問やら、いっぱい出てくるんですよ。なんぼでも出てくるんですよ、あなた方の答弁の中から。いろいろとお尋ねをされてる中、そして私の払拭できない疑義が、まだございます。しかし、結果的にこれが最低制限価格で五工区全部が終わったということ、そのことで私は、よその人はどうか知りませんが、談合はなかったというふう

に理解をしておりますし、これから先はいろいろと資料を集めて、集中的に質疑をされた人にはいろいろと問題が残ると思うんですけど、個人の考え方の中で、最終的に市民のプラスになり得る財産が出来るのではないかというふうに私は期待をしておりますので、この議案については賛成をしたいと考えております。しかし、冒頭に私が申しましたように、五つに分けられた工区が一つでも止まったら仕事ができないということをはっきり表明されておる関係がありますので、最終日のこの五議案の審議の仕方によっては、当然、仕事ができないという結果もあり得るということを、私は今日の委員会の中で確信をいたしましたので、その場合は当然あなた方は白紙に戻す、あるいは先程同僚議員の言いました凍結という形のことを視野に置いて、この市民の財産の取り扱いについて考えていただきたい。賛成討論に替えさせていただきます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議題中、「議案第 8 4 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(1 工区)工事)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

賛成少数。

よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 8 5 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(2 工区)工事)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

賛成少数。

よって、本案は否決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 8 6 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(3 工区)工事)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

賛成多数。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 8 7 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(4 工区)工事)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

賛成多数。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 8 8 号 契約の締結(鯉田工業団地造成(5 工区)工事)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

賛成多数。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。

執行部から案件に記載の 4 件について、報告したい旨の申し出がっておりますが、報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって、報告を受けることに決定いたしました。

「旧伊藤伝右衛門邸における観光イベントについて」の報告を求めます。

○ 商工観光課長

昨年、旧伊藤伝右衛門邸で執り行われました女流将棋の主要 4 タイトルの一つであります女流王位戦が、本年も 10 月 22 日(水)に旧伊藤邸で実施することが決定しました。

昨年は王位戦第1局と併せ、筑紫の女王と呼ばれた柳原白蓮の書斎で開催されたこともあり大変注目を集め、旧伊藤邸への集客効果につながったと感じております。

昨年は第1局で勝利を納めた挑戦者の石橋幸緒四段がその勢いで王位につきましたが、今年度の挑戦者は昨年王位の座を奪われた清水市代女流2冠であり、昨年と同じく白蓮ゆかりのある場所で第3局の対局が行われるということで、白熱した対局になると期待を寄せているところであります。21日（火）に前夜祭、対局当日は嘉穂劇場で大盤解説を行います。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 道祖委員

この観光イベントに関連してなんですけどね、本会議でですね兼本委員の発言でリサーチパークにある建物を利用することはできないかということが提案があったと思いますけど、そのことが可能なのか、可能であるならばですね、やはり物産館にするなり道の駅みたいな機能を持たせるなりですね、やはりお客さんがいっぱい来てる、あそこに建物がある、何も使われていない。であるならば、やはりあの建物を、確かですね、窓も明るい建物だったというふうに記憶しておりますからね、何らかの利用方法を考えたほうがいいっていう提案でありました。それについてですね何か考えがあればお示ししたいかと思います。

○ 経済部長

本会議の際にも答弁させていただきましたけど、例の建設のですね色んな経過がございます。国等の問題もございますので、活用方法についてですね今後国のほうと協議させていただきたいと考えておりますし、10月になればですねちょっと厚労省のほうに協議に行きたいと考えております。

○ 道祖委員

やはりあの建物を造ったいきさつっていうのは雇用の場を確保するという目的もあったかと思っておりますので、ぜひ厚労省のほうにご相談してですね、雇用の場を作っていただきますようお願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市内商工会合併基本協定締結について」の報告を求めます。

○ 商工観光課長

飯塚市内商工会合併基本協定締結について報告させていただきます。

飯塚市（1市4町）の合併に伴う旧4町の商工会の合併について、9月5日（金）穂波町商工会館において齊藤飯塚市長立会人のもと飯塚市内商工会合併基本協定締結式が執り行われました。この商工会合併については行政合併後3年以内の合併を目指して取り組まれていたもので、本年6月に合併協議会が発足し、今回の基本協定締結に至っております。

今後は平成21年4月1日の新商工会発足の契約締結に向けて最終調整がされます。

以上簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「e-ZUKA トライバレー構想<第2ステージ>の策定について」の報告を求めます。

○ 産学振興課長

平成15年度にスタートしました「e-ZUKA トライバレー構想」は、計画期間が平成19年度までの5年間でありましたことから、今後の本市の新産業創出のあり方について、産学官関係者により構成する「飯塚市トライバレー委員会」で検討を行いまして、本年8月に「e-ZUKA トライバレー構想<第二ステージ>」として、施策の方向性等を取りまとめました。

お手元に配付しておりますA3判のビジョンの体系図に概要をまとめておりますので、ビジョンの体系図をご覧ください。

まず、第1ステージの目標に対する結果でございますが、体系図の左側に掲げておりますように、ベンチャー企業は目標100社に対し80社、従業員数は目標250人に対し330人、売上高は約50億円に対し推計で15億円になっております。

この結果を受け、4つの施策の事業評価を行いますとともに、体系図の中央部に掲げております、飯塚市の「強み」、「弱み」、「機会」、「脅威」という4つの視点から分析を行い、「強み」をさらに強化し、「機会」を活用すべく第2ステージの方向性を定めております。

体系図の右側をご覧ください。

トライバレー構想第2ステージの目指す姿につきましては、「大学力を活かした、地域経済の活性化を目指して」日本一創業と成長がしやすいまち、並びに、全国から注目され、情報・人材・ビジネスチャンスが集まる刺激的なまちとしております。

施策につきましては、第1ステージの4つの柱を基本的に堅持しながら、例えば、人材については育成だけでなく集積させることや、企業の成長に合わせた支援体制の強化も方針に盛り込むなど、さらに発展させた内容にしております。また、市の最大の強みであります大学を活用するためにも、大学や国際化への対応を環境整備として掲げております。また、戦略プロジェクトを掲げておりますが、第2ステージでは特に市場創出につながるようなテーマについて産学等でプロジェクトチームを設置し、この地域を実証実験の場として活用し、人材の集積や実験関連の企業誘致につなげていこうと考えております。

5年後の数値目標でございますが、ベンチャー企業の集積を年に3社、ベンチャー企業の売上額を50億円、先ほど説明しました戦略プロジェクトの創出を年に1件、雇用の創出を1,500人、産学連携の成功事例を年に10件としております。

以上、総括的に説明をいたしました但、構想の内容および第2ステージ実現のためのアクションプランは別冊として配付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 道祖委員

これに関連してですけれども、産学官でトライバレー構想を進めていくということで取り組んでいくわけでございますけれども、やはり人材育成という形の中で色んな方法があると思うんですけれども、1つ気になることがありますのでこれに対しての考え方を行政がどのように持っているか質問させていただきたいんですが。と申しますのは、平成20年9月17日行政・減量効率化有識者会議が開催されております。その中で雇用能力開発機構の存続についてですね議論が重ねられてきておるんです。その中を見ますと飯塚市には雇用促進事業団 飯塚職業能力開発促進センター ポリテクセンター飯塚っていうのがあるわけです。これがこの機構の所管の

ものなんですね。ここは私が知る限りではこの人材育成に大変寄与していただいている施設だと思っております。学校を出てもですねキャリアをステップアップするためにはそこへ行って勉強するというようなことになるわけですが、それが今後の方針としてはですね、現在の訓練メニューを精査し地方や民間で行われている訓練メニュー等の重複等を見直した上で、職業訓練校に関する他法人に一旦引き継ぎ、段階的に都道府県、民間への業務移管を推進する。なお、今後の地方分権改革推進委員会における検討もふまえつつ、都道府県等が引き受け可能となるよう財源の手当て及び職員の取り扱いについて適切に対応する。特に財政状況が厳しく他の訓練機関も不足している地方への対応については特段の配慮が必要である、というふうに記載されておるわけですね。これを読んでましてですねちょっと今後どうなるのかなという不安がありますので、行政はどのようにこれに対してですね取り組んでいく考えがおありなのか。特に私が思うのは、県の職業訓練校が鯉田にありましたけれど、県はそれを廃止しましたよね。今ポリテクセンターの方の1つになってるわけなんですよ。以前は2つあったんだと思いますけどね。そういう職業訓練の場がひょっとしたら無くなるかも分かんというちょっと不安も感じますのでね、これに対してやはり何らかの考えを持って動きをするべきではないかと思うんですけど、何かお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○ 経済部長

ポリテクセンターにつきましては嘉飯桂地域産業振興協議会ですね、あそこあたりでも協同しながらですね企業さんの人材育成にも一緒になってやっていただいております。今後ともですね特に失業者の方の職業訓練につきましてはハローワークと連携しながらポリテクセンターでやっておりますし、そのIT関係につきましてはソフトウェアセンターの方が委託を受けてやっておりますということもございますので、ポリテクセンターの存続についてはやってまいりたいと考えておりますし、小竹のほうにですね県の職業訓練学校もございます。こことも連携しながらやっていただいておりますので、そういう観点から存続についてですね何かありましたら要望はしていきたいと考えております。

○ 道祖委員

ぜひそのような動きをしていただきたいと思う次第ですが、情報はキチッと取っていかないと遅れてしまいますよ。国のこの機構の方針は今言ったように廃止というような感じ、移管というような感じになってきてますからですね、知らんうちに実体が無くなったというような形になっていくかも分かりませんので、早急な対応をお願いいたします。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

○ 産学振興課長

本件事故は、平成20年8月26日(水) 午後5時20分頃、産学振興課職員が給油のため飯塚市役所正面入口から国道201号線を横断しガソリンスタンドへ進入しようとした際、国道201号線を左側から直進してきた原動機付自転車が、市車両に道を譲るために停車していた車両の死角となり、これに気付くのが遅れ衝突し、相手方を左足打身等の負傷をさせ、双方の車両を損傷させたものであります。事故の原因につきましては、職員の不注意が原因でございます。損害賠償につきましては、現在相手方と協議しております。

職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転を心がけるように注意を行っておりますが、当該職員には厳しく指導するとともに、他の職員についても安全運転に心がけ

るよう指導を重ねてまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。